

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 5 月 22 日（金）第 721 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）
ページ

告 示	
○保安林の指定（2件）	（森づくり推進課取扱い） 1
○特定漁業者の規約の制定等に係る同意の認定	（水産振興課取扱い） 2
公 告	
○落札者等の公告	（税務課取扱い） 2
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 3
○一般競争入札公告	（免許試験課取扱い） 3
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等の公表	（選挙管理委員会取扱い） 6
人事委員会規則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）	（職員課取扱い） 8
正 誤	
○鹿児島県公報第706号の8（令和8年3月31日付け）の一部訂正（※）	（人事課取扱い） 8
○鹿児島県公報第706号の21（令和8年3月31日付け）の一部訂正（※）	（税務課取扱い） 8
○鹿児島県公報第711号（令和8年4月17日付け）の一部訂正	（農地整備課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 5 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所
南九州市川辺町神殿字浅付之谷4090番1から4090番3まで、4091番、4097番12
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和8年5月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
南九州市川辺町神殿字尾松下り4291番5、4291番7、4293番、4294番1、4294番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第339号

薩摩川内市久見崎町242番地 榎並芳道及び薩摩川内市久見崎町314番地2 榎並貞信からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年5月22日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市川内区域（旧川内市漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてきびなご流網漁業を営む漁業

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年5月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（令和8年度税務総合システム運用及び維持保守業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社西日本公共ビジネス統括部（鹿児島）
鹿児島市高麗町43番20号
- 5 随意契約に係る契約金額

74,580,000円

6 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年5月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大島郡天城町大字天城字上竿原328番1、328番2、329番及び332番1、字横道348番1、348番4、349番1及び349番3並びに字根嘉登401番2及び402番1

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡県朝倉市一木1148番地の1
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森竜馬

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年5月22日

鹿児島県警察本部免許試験課長 後迫克章

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
免許試験業務管理システムの賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはその機器等リストを、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務については役務リストを提出し、承認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和8年5月22日から同月29日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に該当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出方法
(5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。
- (3) 郵便による入札書の提出場所
鹿児島県警察本部免許試験課
始良市東餅田3934番地 郵便番号 899-5421
- (4) 郵便による入札書の提出期限
令和8年7月2日午後4時
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和8年7月3日午前10時
イ 場所 鹿児島県警察本部免許試験課会議室（鹿児島県運転免許試験場内）
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
㍿ 交付場所 (3)に同じ。
㍿ 交付期限 令和8年6月11日午後4時
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部免許試験課長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき1年以上の履行が継続しているもの又は過去2箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも1回の実績とすることができる。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部免許試験課長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき1年以上の履行が継続しているもの又は過去2箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも1回の実績とすることができる。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部免許試験課会計係
始良市東餅田3934番地 郵便番号 899-5421
電話番号 0995-65-2295（内線210）
ファックス番号 0995-65-0310
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
License examination work management system:1Set
(2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the tender documentation
(3) DELIVERY PLACE:
As shown in the tender documentation
(4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:
4:00 p.m. 2 July 2026
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
License Examination Division
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
3934 Higashimochida,Aira City,Kagoshima Prefecture 899-5421 Japan
TEL 0995-65-2295(ext.210)
FAX 0995-65-0310

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年5月22日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あかさき勇矢後援会	赤崎 勇矢	赤崎 真弓	始良市東餅田1265番地5	令和8年4月6日
井料伸彦後援会	井料 伸彦	井料 伸彦	南さつま市加世田本町21-6	令和8年4月22日
南薩振興協議会	永田 利之	永田 るみ	南さつま市金峰町宮崎3990	令和8年4月22日
ひご誠後援会	肥後 誠	肥後 誠	枕崎市木場町714番地3号	令和8年4月27日

- 2 異動の届出があった政治団体
(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党鹿児島県衆議院比例区第一支部	保岡 広武	政治団体の名称	自由民主党鹿児島県衆議院比例区第一支部	自由民主党鹿児島県第二選挙区支部	令和8年4月20日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党鹿児島県たばこ販売支部	二之宮 行宣	会計責任者の氏名	富永 晃規	井上 俊洋	令和8年4月1日
自由民主党鹿児島県バス支部	岩崎 芳太郎	会計責任者の氏名	山口 重幸	鳩野 浩一郎	令和7年6月11日
自由民主党鹿児島県郵政政治連盟支部	大迫 雅彦	主たる事務所の所在地	南九州市穎娃町別府6712	奄美市住用町城379	令和8年4月21日
		代表者の氏名	大迫 雅彦	中島 秀一	
		会計責任者の氏名	勝田 秀津久	藤原 勇作	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
うかりともえ後援会	鶴狩 友江	主たる事務所の所在地	鹿児島市明和1-45-15	鹿児島市下荒田1-6-23-2F	令和7年4月1日
鹿児島県隊友政治連盟	宮口 修一	会計責任者の氏名	松田 栄久	宮ノ原 拡	令和8年4月1日
鹿児島県農民政治連盟	山野 徹	会計責任者の氏名	日高 誠博	川添 修	令和8年4月1日
くまもとかほこ後援会	隈元 香穂子	会計責任者の氏名	隈元 佐奈	隈元 勝昭	令和8年3月30日
田中さやか後援会	田中 紗弥佳	主たる事務所の所在地	霧島市国分中央三丁目36-16中央テナント1階	霧島市国分上小川859-2	令和8年4月3日
田上まゆみ後援会	田上 真由美	会計責任者の氏名	中牟禮 格	蒔内 加代子	令和8年4月24日
町田かずき後援会	町田 和己	主たる事務所の所在地	霧島市溝辺町有川274-1	霧島市溝辺町有川699-61	令和8年4月27日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
大原俊博後援会	南さつま市加世田本町21-6	茶圓 典之	令和7年10月31日
鹿児島市福祉介護の未来を守る会	鹿児島市下田町353	梅津 百合子	令和7年12月31日

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月22日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「医療審議監 県土強靱化対策監」を「医療審議監」に、「産業政策総括監」を「産業政策総括監 国際戦略総括監」に、「農業土木技監」を「農業土木技監 県土強靱化対策監」に、「知事秘書監」を「知事秘書監 人事調整監」に改め、「採用担当並びに」を削り、「校長 教頭 事務長」を「校長 副校長 教頭 事務長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令和8年3月31日付け鹿児島県公報第706号の8中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
5	下から17行目	販路拡大・輸出促進コーディネーター	販路拡大・輸出促進アドバイザー
	下から15行目	県産品ブランディングコーディネーター	県産品ブランディングアドバイザー

令和8年3月31日付け鹿児島県公報第706号の21中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から17行目及び10行目	減免を受けようとする税額等	減免を受けようとする税額面
4	上から27行目	自動車税種別	自動車税種別割

令和8年4月17日付け鹿児島県公報第711号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	上から16行目	令和8年3月27日	令和8年3月17日